

令和 6 年度第 2 回佐倉市景観審議会 議事録

日 時	令和 7 年 1 月 2 4 日（金）午前 1 0 時～午前 1 2 時
場 所	佐倉市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室（オンライン併用）
出席者	木下 剛会長、中島 伸副会長（オンライン参加）、永村 景子委員、田邊 学委員（オンライン参加）、内田 儀久委員、金子 恭子委員、小川 勝寛委員、森田 敬介委員、小沢 修委員、内田 理彦委員
事務局	都市部長 小菅 慶太、都市計画課長 菊間 明美、橋本 和喜主査、野澤 芽与主査補、塩田 峻馬主事、小林 美華主事
議事	1. 「さくらの景観まちづくり賞」について 2. 「わたしが見つけた佐倉の景観」の今後について 3. デジタルサイネージガイドラインについて 4. その他
配布資料	資料 1 令和 6 年度さくらの景観まちづくり賞 応募一覧 資料 2 さくらの景観まちづくり賞 表彰要綱選考基準確認書 資料 3 さくらの景観まちづくり賞 講評一覧 案 資料 4 さくらの景観まちづくり賞表彰要綱 資料 5 佐倉市景観審議会委員名簿 資料 6 デジタルサイネージガイドライン（案）
傍聴人	0 人

【議事録】

	内 容
木下会長	【議事説明】 「さくらの景観まちづくり賞」について ご説明ありがとうございました。 それでは議事に入ってまいりたいと思います。 各応募案件の選考にあたりましては、ナンバー1番から順番に確認を行い、最後に決を採りたいと思います。 またただいま事務局からご説明がありましたとおり、1案件あたり、大体10分程度で確認を進めていきたいと思っております。 ご意見のある方、適宜挙手のうえ、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。 確認ですけれども、今回活動部門、建築部門含めて3件の応募があり、この3件をいずれもさくらの景観まちづくり賞として、表彰の対象とするというところの確認からまずした方がよろしいですか。 それともこういった受賞理由や公表内容でよろしいか、という確認からがよろしいでしょうか。
事務局	はい。受賞理由、公表内容の確認からお願いいたします。
木下会長	はい。ということでございます。いかがでしょうか。 内田理彦委員、よろしく願いいたします
内田理彦 委員	個別の応募案件ではなくまちづくり賞全体について、要綱に「年何件まで」という決まりがないというのが1つ目の質問です。 それから資料で使われている部門の表現について、「建築物部門」や「活動部門」といった要綱に記載のない表現を使うのはまずいのではないかということ。 それから、今回の応募は3件とも個別の敷地内についてなのですが、本来まちづくり景観というと、ストリート、まち並みといったものがある程度目に浮かぶと思うのですが、そういったものは今回のこの要綱でいうとどの部門に該当するのでしょうか。 そしてそういった応募は、今回もなかったのですよね。以上4点質問いたします。

木下会長	はい、ありがとうございます。 事務局の方、よろしいですか。お願いします。
事務局	まず今回応募があったのは、こちらの建物と活動の３件で、通りの景観についての応募は特段ございませんでした。 ご覧の写真が誤解を与えるところがあると思いますが、両案件とも道路から見える門塀等が少なく、道路から見える外観を対象にしたということです。 敷地内に入ってわざわざ見なければいけない景観ではなくて、道路からも見えますというのが景観の対象になると思います。 以上です。
木下会長	はい。それから、部門についてのご質問があったかと思います。 この部門というものが応募者にどう伝えられているのかということと、要綱に規定がございませんので、その辺がどのように整理されているのかということかと思います。あと応募件数の話もありましたね。 どうぞよろしくお願いします。
事務局	はい。事務局です。 まず部門の表現なのですけれども前回審議会でご審議いただいたとおり、募集対象は建築部門と活動部門で２部門あります。 内容としては、建築部門の方につきましては、住居や店舗など、工作物、植栽、外構といったものが対象となり、活動部門につきましては、景観形成の向上を目的とした個人団体などの活動を対象としております。 また細かなところでいきますと、建築物については、奥まったところで見えないものは当然対象にならないというようなご審議いただいたところだと認識しておりまして、今回そのような形で募集をさせていただいております。 補足として、まちづくり表彰要綱資料４の第３条の（１）（２）ありますけれども、その（１）については、建築部門と称している、（２）につきましては活動部門と称しているということでご理解いただければと思います。以上です。
内田理彦 委員	ないとは思いますが、大規模な開発でデベロッパーが住宅に規制をかける場合、建築部門とか、工作部門では該当しなくなるのではないかと。 そういったところについては対応しきれないのではないかと思う機運があるので質問いたしました。

木下会長	はい、いかがでしょう。 はいどうぞ。
事務局	はい。事務局です。 そのような実例が出てきました際には、委員の皆様に協議させていただきつつ、ご判断等をいただければと思っております。 事務局としましては、まちづくりの中でデベロッパーがよいまちなみを作られたという場合、デベロッパーが応募する場合には活動部門、居住者や設計者が個別に自己の物件について応募する場合は建築部門に該当するのではないかと考えております。以上でございます。
木下会長	はい。森田委員、お願いします。
森田委員	はい、森田です。 受賞理由というこの写真のあるページのところで伝統的な工法という言葉がございます。 それから、資料２の基準確認書の先導というところで伝統工法の建築物となっています。 しかし審議会からの講評には「佐倉に普遍的に見られる、在来木造工法を選択しているが」とあり、景観審議会の方々が伝統工法という言葉を使っていないのですが、伝統工法とは何かということでございます。 伝統工法ではなく、在来木造ですね。 外になるべく金物が見えないように工夫した在来木造ということだろうと思いますので、伝統工法と言ってしまうとどうなのかというふうに思いました。
木下会長	はい。ご意見ありがとうございます。 ただいまの意見はまず資料２の調和というところに伝統的な工法、それから先導というところにも伝統工法という言葉があります。 それから資料３の受賞理由にも伝統的な工法という言葉がありますが、よりよい景観に向けてのアドバイスのところの下から二つ目の箇条書きのところに佐倉に普遍的に見られる在来木造工法を選択しているということで、今の森田委員の言葉は伝統的な工法という表現は、適切ではなくて在来木造が良いのではないかとということです。 具体的な修正の方向性としては在来木造という文言に置き換えるような形になりますか。

森田委員	そうだろうなと思います。 褒める表現をするのでしたら、このどなたかが書かれた佐倉に普遍的見られる在来木造工法というふうに書くとよいのではないかと思います。
木下会長	はい。事務局いかがでしょうか。
事務局	はい。事務局です。 森田委員のおっしゃるとおり間違いなくこれは在来工法ですが、今回の受賞対象のピロティにある柱梁の露出については、寺社建築等で普遍的に見られる工法だと思います。そちらをとって伝統的という言葉を使わせていただきました。 表現の変更によって、表彰が変わるものではございませんので、表現にこだわるものではありません。以上です。
木下会長	はい、いかがいたしましょうか。 この伝統的という表現を使うかどうかということですが。
森田委員	事務局がおっしゃられましたように、柱の露出という意味であれば、それを褒めるのであればよいのですが、一般的に伝統工法といいますと、金物を使わず木材を組み上げていくというふうにとる人が多いのではないかなと思いますので、工夫していただいた方がよいかなと思います。
木下会長	はい。わかりました。 はい。内田理彦委員、お願いします。
内田理彦委員	佐倉に普遍的に見られる在来木造工法と書いたのは私なのですが、わざと在来木造と書きました。伝統技法というと、地区ごと、風土ごとにあります。 これについて佐倉の伝統技法というのは、１０年ほど前に市の文化課で、伝統技法研究会の人たちに頼んで、佐倉のまち並みを２０件ほど調査していただき、ある程度の伝統みたいなものの蓄積はあるはずです。 それと併せて考えるのでしたらともかく、ただ柱が露出しているからとか、贅辞的なものだからというので伝統という言葉は使われません。 だから在来という言葉をあえて使いました。一応参考までに。
木下会長	はい。では適切な表現に修正いただくのがよろしいかと思いましたので、修正していただければと思います。

事務局	わかりました。
木下会長	他にいかがでしょうか。 はい。永村委員お願いします。
永村委員	ありがとうございます。 受賞講評がたくさん書いてあり、それをざっと目を通して受賞理由が2行にまとまっているのですけれども。 確かこれ応募者の方がこのオープンなテラスというのも結構PRして応募されてきていて、講評の方にもそれに関する評価が何ヶ所か出てきているように見受けられます。 ぜひですね、ぱっと見る人はこの受賞理由のところしか読まない方も多いと思いますので、こちらにも少しデッキのような部分に対する評価も入れてはどうかというふうに思いました。以上です。
木下会長	そうですね。私も賛成です。 いかがでしょうか。はいどうぞ。
事務局	はい。事務局です。ありがとうございます。 おっしゃるようにこちらの受賞理由の方、少し追加するなど対応させていただきたいと思います。またその内容につきまして、会長、副会長とも協議させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
木下会長	はい。まず1件目です。他にいかがでしょうか。 では一旦1件目は以上とさせていただきます、またお気づきの点があればご指摘をいただければと思います。決は最後に取りたいと思います。 続きまして2件目の幼稚園について、ご意見をいただければと思います。 はい。森田委員、お願いします。
森田委員	はい、森田です。 この千成幼稚園、これも私ここに住んでいるのでよくわかるのですが、こちらかなり奥まった位置にありまして、この道路から見ると、割とこの建物見えないですが、保育園にしてはかなり大きい面積の建物です。それで建築物部門で来ておりますが、活動についてもかなりいいものです。 その中でですね、資料2の一番上の調和のところに子どもたちが触れる場所

	はすべて木材で仕上げと書いてあるのですが、これが外部なのか内部なのかということでありまして。 この幼稚園なのですがこれは幼保連携型というもので、私があの中に行ったことがないものですから、わからないのですが本当に木で仕上がっているのかなというのが思うところです。 それで講評の特に優れているポイントなどの一番最後のところで、景観とは関係しないのですがと一応断らせていただいたのですが、屋内の仕上げで乳児と幼児が手で触れるところはすべて木材で仕上げたという推薦文の部分がどのように工夫されているのか内観写真を拝見したいと思いましたと書いたのです。 これは内部でしょうか外部でしょうか。それによって私のコメントを変更しようと思いますので。
木下会長	はい。いかがでしょうか。大きく二つあったかと思います。 資料2の調和の子どもたちが触れる場所はすべて木材で仕上げってところの事実関係。それと内部か外部かという話ですね。
事務局	はい。事務局です。 こちらに関しましては、内部に関しても、木材で仕上げられているところがございます。 申し訳ございません。応募の際に内部の写真、子どもたちが遊んでいる写真をいただいていたのですけれども、講評の依頼の資料にそちらの写真の方添付を忘れておりました。 内部の方につきましても木材で仕上げられております。以上でございます。
森田委員	はい。よろしいですか。 そうしましたら、基本的に不燃でないといけないので、おそらく木質系の不燃系建材ということなのだと思います。 今認定されているものの中で、普通の木材を張って、塗料を塗って不燃になるものはないので、こういう表現でもよいのかどうか。 他の幼稚園の方などがこの言葉をどのように捉えるのかなと思い、書きました。 もしこのままでいかれるのであれば、僕のコメントもこのままでよいですし、木質系材料で仕上げなどと変えるとすると、僕のコメントのこの部分が削除というぐらいの感じになるのですが、いかがでしょうか。

事務局	はい。事務局です。 私も全部確認ができておらず、応募時の写真の共有がすぐできないので申し訳ないのですが、私の方で見る限り、森田委員のおっしゃるように不燃材を使用しなければいけないところはもちろんございます。 このすべてというのはおそらく子どもたちが触るところ、手すりや床材だと思われますので、表現が誤解を招くようなところは、検討させていただきたいと考えております。
森田委員	わかりました。すべてと書くと普通、壁を考えてしまうので。
事務局	そうですね、壁の下部分の子どもたちが触れるようなところは木でできているということです。
森田委員	木材は使えないはずなので、不燃材料の木質系のものではないかと思います。
事務局	どこまでがどういう材料を使っているのかについて確認ができていないので、表現の方については誤解がないように検討させていただきたいと考えております。
森田委員	わかりました。
木下会長	はい、お願いします。
事務局	事務局です。 森田委員のおっしゃるとおり木材の普及と言いながら、使い方が難しいところがあると思うのですが、今回内装材に木を使っているところ、木材でもスズ材でしたり、染み込ました材料などいろいろな技術は出ていると思います。今回子どものさわるところに本当に無垢の木材を内装として使っているということだと思います。
森田委員	床については家具ですから、消防の対象にならないので、壁に使っているかどうかがすごくポイントなのです。 法規上というか、これがうるさくて、みんな幼稚園保育園や、設計者もかなり悩んでいるところがございまして、という感じなのです。

木下会長	では改めて確認いただいて、正確な表現にしていいただければと思います。他にいかがでしょうか。 はい内田理彦委員お願いします。
内田理彦 委員	資料2なのですけれど、先導でランドマーク的存在であってというところ、これ適合させるために書いていると思いますが、ランドマーク的ではないと思われま。 見事に自然の中に溶け込んでいるという方が本当は適合理由だと思うので、むしろスカイラインに配慮があるなどの言葉を入れていただいて、この文は推敲していただきたいなと思います。
木下会長	はい。そうですね。おっしゃるとおりかと思ひます。 この樹林のスカイラインというところをぜひ強調していただけるといいかなと思ひます。他にいかがでしょうか。 はい。永村委員、お願いします。
永村委員	はい。ありがとうございます。 先ほど森田委員もおっしゃられてはいたのですが、こちらの建物そのものというより、敷地一帯や敷地計画という点で、非常にすぐれており、その敷地内で行われている活動などもよいのかなと思ひました。受賞理由にそういった部分が全然感じられずに建物がすごいというふうに受けとめられてしまいかねないと思ひましたので、何かそういうニュアンスも含まれると嬉しいなというふうに個人的には思ひました。
木下会長	はい。ありがとうございます。いかがでしょうか他に。 では2件目は一旦以上とさせていただきます。 続きまして3件目、活動部門の佐倉里山支援28。こちらについて、ご意見をいただければと思ひます。 里山支援28の28というのは何なのですか。
事務局	事務局でございます。 こちらの28という数字につきましては、こちらの活動を始められた団体の方が、市の方で行っております市民カレッジの第28期生の方が始められたということが由来となっております。以上です。
木下会長	この活動はどのくらいやられているのでしょうか。

事務局	4 年前から活動を行っております。
木下会長	こういう竹林、樹林の管理は本当に手間がかかるし、大変な作業で労力も、技術も必要ですし、それを 4 年前からで毎月 1 回やっているというのは大変なことだと思いますので、そういう部分も、受賞理由のところでより強調できるというふうに思いました。 なかなか思いつきでできる作業ではなく、熱意と意思が必要な作業だと思いますので。 はい。永村委員お願いします。
永村委員	はい。先ほど会長もおっしゃられていましたが、継続的に地道にやられているというのが評価できますし、こういった活動はその先に生態系が回復してくるですとか、その伐採したものの資源の循環をどうするかについて工夫をされていて、成果として出てきていると思いますので、そういったことも受賞理由の方に加えていただけるとより伝わりやすいと思いました。
木下会長	他にいかがでしょうか。はい、森田委員お願いします。
森田委員	こういう活動は本当に大変だと思っていまして、高齢化が進み、若い人が入ってくるときになかなかそういうコミュニティに入りにくいので、途切れてしまうことがあると思うのですが、これに対して、都市計画や別の自治人権などで、市による活動支援等はあるのでしょうか。
事務局	事務局です。同じ都市部の公園緑地課の方で、里山大学というのを今年から設けております。 30 から 40 ぐらいの方々が里山の保護管理を実践を重ねながら学んでいる最中です。ありがとうございます。以上です。
森田委員	はい。ありがとうございます。
木下会長	それで将来その卒業生がまたこういう地域の活動に参加してくださる、そういう循環が生まれるとすごくよいというふうに思います。 内田儀久委員、お願いします。
内田儀久	うちの中央公民館で、さくら市民カレッジという授業をやっています。それ

委員	で、第2学年の授業として、まちづくりという授業項目があるのです。 今は少なくなりましたが市民100人ぐらいの人で、佐倉市のまちづくりを何か考えましょうというカリキュラムで毎年考えていきます。 その中で、28期生の中の一つのグループ、里山支援グループというグループが、おそらく志津の人たちを中心に、こういうところがあるからみんなでまちづくりをやりましょうと。 ですから、この前のひよどり坂の竹林を整備したときもありましたけれども、あれもやはり市民たちが何かまちづくりできないかなということで、でき上がったわけなのです。 ただそのまま学年が持ち上がっていきますので、数年たつとだんだん息切れもするようなグループもありますので、できればそこら辺で、少し支援をいただけるとありがたいかなと思っています。
木下会長	ありがとうございます。そうしますと、先ほど28の意味を聞かせていただきましたけれども、団体さんがその市民カレッジの28期生卒業生であり、その活動が継続されていることが何か見た方にわかる方がいいのではないかなという気がいたしました。 他にいかがでしょうか。内田理彦委員お願いいたします。
内田理彦 委員	質問なのですが、佐倉の美しい竹林の整備となっているのですけれど、これは向こうの応募で最初から竹林なのですか。 なおかつやっているのは竹林だけなのですか。
事務局	はい。事務局です。 こちらにつきましては、応募者様で竹林という表現を使われております。活動につきましては、竹林整備だけではなく、自然観察会であったり、小学校への学習支援や、特定外来種である駆除の活動の方も併せて行っているというところでございます。 以上でございます。
内田理彦 委員	何で言ったかということ佐倉の自然はそんなに竹林がメインだと思っていないのですね。この三、四十年でかなり斜面緑地が荒廃して竹林が増えたと思っていますので、それに対する対策という意味で活動はいいのですけれど、この人たちは本来は竹林だけでなく、里山としての整備というのがある程度念頭にあるのではないかなと。 だから竹林だけでなく、里山（竹林）とか、そのような触れ方をしていた

	いた方が、本人たちの本意、あるいは佐倉市にとっての斜面緑地の現状を理解していただきやすいのではないかなという気はします。
木下会長	はい。いかがでしょうか。 はい。どうぞ。お願いします。
事務局	事務局です。おっしゃるとおり竹というのが本当に厄介でして、美しい里山を保全するため、竹整備と書いてありますけれども、伐採になります。 その活動がやはり重要になってきているということで竹林を表に出しているという活動だと思います。以上でございます。
木下会長	今の内田委員のご意見はタイトルのところに、この団体さんの名前自体が里山支援となっていますが、里山や樹林という言葉も入っていたほうがいいのかということですか。
内田理彦 委員	そうですね。
木下会長	佐倉の美しい竹林の整備保全活動は事務局で作ったタイトルですか。そうしたら竹林の整備をやっているというより、樹林の整備の中で竹林の管理をやっているということだと思いますので、そういうニュアンスにしていただければと思います。 では、意見も出尽くしたかと思いますので、以上の３件につきましてさくらの景観まちづくり賞の表彰の対象とするとともに、ただいまご意見いただいたことを踏まえて、受賞理由といくつか文言の訂正等もございましたが委員の皆様からの講評とそれからよりよい景観に向けての部分の修正をいただくということで、お認めをいただいたということによろしいでしょうか。 議事の決定方法につきましては佐倉市景観条例施行規則の第１３条第３項に基づき、出席委員の過半数で決するという事になっております。 ですので今この応募のございました３件について表彰ということでご賛同される方につきましては、挙手をお願いいたしたいと思います。 よろしくをお願いします。
内田理彦 委員	１件１件ですか。

木下会長	まとめてです。まとめてになります가요よろしいですか。 オンライン参加の委員もよろしいでしょうか。田邊委員も挙手をしてくれていたのて、全員賛成ということで決しましたということにさせていただきます。 それでは今後につきましては事務局の方で本日の会議でちやうだいしたご意見を踏まえて、資料3を精査していただき、その後中島副会長と私の方で確認させていただいた上で、当会としての最終講評とさせていただきます。 続いて事務局の方から、表彰に関する今後の流れについてご説明をお願いいたします。
事務局	今後につきましては、当審議会からの意見・答申をもとに、表彰について市長に諮ってまいる予定であります。 表彰の対象が決定いたしましたら、3月中旬に表彰式を行う予定です。 また、今回の表彰対象につきましては、市のホームページで周知を図り、市民や団体による景観形成への機運を高めていきたいと思っております。
木下会長	以上ですか。はい。ありがとうございます。 それでは続きまして議題の2番。わたしが見つけた佐倉の景観の今後について、事務局より説明をお願いいたします。 【議事説明】 「わたしが見つけた佐倉の景観」の今後について
木下会長	はい。ご説明ありがとうございます。いかがでしょうか。 様々なお話をいただきましたので、ご意見をいただければと思うのですがよろしいでしょうか。 はい。中島委員。お願いします。
中島委員	中島です。今回新たに様々な改善点を出していただいて非常に良いなというふうに思っております。 今回のそれぞれの取り組みが上手く行くか行かないかというのを試しながらということになると思うのですがけれど、いろんなアイディアを出してやってみたときに、やりっ放しになってしまいがちで、効果検証がされないパターンにならないようにしていただきたいということと、 あとはアイディアが悪かったのか、そこへの動線が悪かったのかによってインパクトが全然変わってくると思うので、アイディアはよかったんだけど

	も、うまくそこに人をつなげることができなかったので電子投票がうまくいかなかった。 電子投票が悪かったのではなくて、電子投票への入口がなかったからかみたいなどころとかが結構出てきがちだと思います。 ぜひ電子投票もいろんな人が参加できる面白い取り組みだと思うので、そこにどういうふうに誘導できるかというところも、工夫をしていただけると良いのかなというふうに思いました。 このアイディアでやれば良いということではなく、どうやってリーチできるか届くかというところが、やはり大事なポイントかなというふうに思いました。
木下会長	はい。ありがとうございました。 事務局の方から、今の中島委員のご意見に対して何かございますか。はいどうぞお願いいたします。
事務局	はい。ご意見ありがとうございます。確かに今まで電子投票とかしておりませんでしたので、どのくらい投票していただけるかというところを私たちも課題だと考えております。 今回こうしたいという形で、まず子どもたちと一緒に触れ合いたいとは思っております。印象的に子どもたちは景観写真に参加してはいけないのかなと思っている方が多いのかなというところが少しあります。 今までの写真を見ても、子どもの参加が全然ないので、まずは子どもでも参加できるということをうまく広報紙などを使って、特に佐倉市民の方々、広報紙好きな方多いので、景観写真事業と、あと今回こういう投票があるということになるべく子どもから、お年寄りの方まで参加できるような体制を整えたいと考えております。ありがとうございます。
木下会長	中島委員、よろしいですか。 今中島委員が言われた、アイディアが良くても、リーチの仕方が悪いとうまく伝わらないという話は、私もごもっともだと思っていて、特に子どもたちの場合は、高学年になってくると、何かいい景色を見つけようとか、そういう配慮が出てくるかもしれませんが、子どもたちは大人が見てないところを見ているもので、そういう身近な風景でも全く構わないと思いますので、そういうのでもいいんだよというところがちゃんと子どもたちに伝わるような説明をしていただけるとよいのではないのかなというふうに思います。 はい内田理彦委員お願いします。

内田理彦 委員	はい。まず事務局に申し上げたいのは今回の大分類、すごくよいと思います。以前と比べると、すごく血の通った感じ、身近になりました。 特に教育部の小中学校に向けた参画、公民館を使うということ、それから市民文化祭とかですね、細部にわたって非常に通った展開になっているのではないかなと。 あとは先ほどからおっしゃられているように、その方法だろうとは思いますが。ほめておいてなのですけども、もう一つ私が申し上げたいのが、やはり映像だけでなく、音とか、あるいは文字などの景観も加味できないかということをお話したと思います。 夏だったらカエルの声であるとか、あるいは文字で言えば短歌や和歌、そういったものも表現した景観というのはできないでしょうか。 文字だとあまりインパクトがないので、例えばこの景観の中で選ばれた写真について、俳句連盟とか短歌連盟に見せて、これで歌ってくださいなどそういったアプローチ。 これはもう一種の遊びの範囲かもしれませんが、幅を広げるという意味では、お考えいただくとさらによろしいのではないのでしょうか。 においとか音とか色とかで景観を語るというのはもう日本国中結構やっていますから、少し考えてみてください。
木下会長	大事なご意見ありがとうございます。 写真には音は記録されませんので、何かそういう説明もいただけると本当はよいのかもしれませんし、写真撮ったついでに俳句を読むとか、そういうのも面白いなと思いました。 はいどうぞ。
事務局	貴重な意見、ありがとうございます。 今までもそうだったのですが、今回もいただいた写真は市が使えるようにしたいというところで、応募された方々に了承いただくような形で、写真は募集しようと思います。 なので、それこそもうすでにある俳句とかでもいいのですが、景観の写真に合わせた俳句と景観の写真を一緒にしたようなものを作ったりとか、内田理彦委員からご提案いただいたような音とか俳句とかそういったようなものとコラボをするのも面白い方向だなとは思いました。ありがとうございます。
木下会長	はい。ありがとうございました。

永村委員	はい。順番に永村委員からお願いいたします。 今の内田理彦委員に関連してなのですけれども。 手前みそで申し訳ないのですが、景観の授業を学生向けにするときに、風景を見つける特異点探索というのをやるのですけれども。その時に五感で風景を見つけなさいというお話をするのと、いろいろ構造物の造形だったり意匠だったりというのもあるのですけれども、風景點、物語点みたいな、目には見えていない部分をしっかり見つけてくださいというようなことを景観工学の授業で教えております。 やはり写真を撮って、視覚的なものしか我々は見れないのですけれども。もう少しその裏にある背景の部分を説明してもらう俳句をつけてもらってもいいよとか、何つけてもいいよというような募集の仕方が一つあるのかなというふうに思いました。 あともう一つなのですけれどもこのいただいた大分類私も非常によいなと思ひまして。毎年、研究室の学生を連れて佐倉で、特異点探索のフィールドワークを学生たちとやって、写真を撮ってそれを意見交換をするというようなことをやっているのですけれども、市民の皆さんとか、子どもたち向けのミニイベントみたいな形でも展開可能かと思ひますので何かあればお手伝いできるかなと思ひます。何かあれば、おっしゃってください。以上です。
木下会長	はい。ありがとうございます。 はい。内田儀久委員。
内田儀久委員	小学生との連携をしたいということで、やるにあたっては小学校で今佐倉学という学習をしていますので、その場を利用して、このようなことをやったらどうでしょうかという企画を持ち込むと非常に仕事はやりやすいと思ひます。 その時に景観というよりも、子どもたちには自分の自宅から学校に来るまで目印となる場所はどこか印をつけてくださいというふうにやっていくと子どもたちは街角のポストがポイントだったりとか、私たちにはわからないような視点が見えるのではないかなと思ひます。以上です
木下会長	はい。ありがとうございました。 何か事務局の方から、今のお2人の意見についてございますでしょうか。よろしくお願いいたします。
事務局	はい。貴重な意見ありがとうございます。

	今内田儀久委員ですとか、永村委員の意見を聞いて、特に小学生や中学生に向けた教育現場への参画の方でいろいろとアイディアが浮かびました。 例えば学童保育所とかで子どもたちに聞き取り調査するときに、カエルが鳴いている田んぼの風景とか音を感じられるような風景はどこかなとか、聞き方によってはそのような音を感じられるような景観の情報も得られるかなとは思っています。うまく写真からでは感じ取れない部分も、聞き取っていただけたらと思います。貴重な意見ありがとうございました。
木下会長	内田儀久委員、小学校で佐倉学とおっしゃいましたでしょうか。佐倉学という授業があるのですか。
内田儀久 委員	カリキュラムでの情報発信、詳しくはわからないのですが総合学習のようなところに、各学年で、佐倉のことについて学びましょうと。 特に人物についてですが、このようなこともどうでしょうかというふうな形の提案もいいのかと。
木下会長	はい。ありがとうございます。はいどうぞお願いします。
事務局	ご提案ありがとうございます。佐倉学につきましては、学校で独自にテキストに沿って、佐倉について学んでいく、そういった佐倉学の授業と、それとは別に、社会教育の部門で佐倉学を進めている部門がございます。 こちらの景観と佐倉学の関わりの部分につきましては、総括が社会教育課の方で行っていただいておりますので、そちらの担当課の方とご相談しながら、うまく連携がとれる部門等あれば考えていきたい、勉強させていただきたいと思います。 以上でございます。
木下会長	ぜひご検討お願いします。他にいかがでしょうか。 はい。森田委員、お願いいたします。
森田委員	いいなと思っているのですが、以前2年ぐらい前に全体スケジュールの資料が出たような気がするのですが。 今回、いろんなことと連携すると他の部署の事業と応募、それから審査の締め切りとか、その辺の流れがあるのかなと思ひまして、次回辺りは何か現実化しそうなものが見えるところでお知らせいただけたらいいなと思いました。

木下会長	それは可能ですか。はいどうぞ。
事務局	はい。事務局です。ありがとうございます。 写真の事業のスケジュールにつきましては詳しくは、次回の審議会などになるかもしれませんが、ご案内させていただきます。 今出させていただいております今後の提案といいますか、事務局の方向性を示しているものなのですが、こちらにつきましては、冒頭で申し上げたように、確定というよりはこのように考えているというところで、取り入れられるものは、取り入れながらやっていきたいと思っております。 基軸としましては写真では、応募の点数を絞るなどをさせていただく中で、小中学生等の連携に関しては直ちに応募につなげるというよりは、できる範囲でやっていこうと思っております、特段スケジュールを変更してまでというところは今のところ考えておりません。 また、小中学生との連携につきましては、場合によっては別の事業で、小学生等と一緒にこういうことをやりましたという発表など模索しながらやっていきたいと考えております。 また、佐倉学等につきましても、ある意味啓発活動みたいな形で、継続していき、それが写真の応募やまちづくり賞に直ちに結びつけて変えていくという、そういう急激な変化というところは今のところまだ考えていないところです。後々そういったものにつながっていけばいいかなというふうに考えているところでございます。
木下会長	わたしが見つけた佐倉の景観は今年というか新年度もこの考え方でやっていくということになりますでしょうか。
事務局	はい。一応今のところこういった形で新年度事業の方で生かしていけるものからやっていきたいところです。
森田委員	このわたしが見つけた佐倉の景観で、社会教育課の事業など他との関連が広がると思います。 次の景観審議会が、8月とか9月でしたよね。なので、基本的にはもう開始した結果を聞くような感じになると思いますので、他との連携も含めた全体の流れがわかるものがあると次の反省であったり、対策になると思いますので、よろしくお願いします。
木下会長	はい。ありがとうございます。あとこちらの資料はもちろん検討段階ですけ

	れども、内部資料として委員の間で共有することは可能ですかということも今、森田委員から質問があったかと思うのですが。 これだけだとまた忘れちゃって、手元にあるとまたアイディアとかも出てくるかもしれませんので。もし可能なら共有していただけたらいいと思うのです。
事務局	はい。大変嬉しいご意見ありがとうございます。 委員のおっしゃるとおりですね、どのような動きをしたのかも。 例えば、確定申告の時期に冬の展示をやりましたとか、あとは何々公民館でこういう事業募集があった時にチラシを配布しましたとか、そういったような自分たちがどういう動きをしたのかというのがわかるようなもの、次回の景観審議会の時にお渡しできればと思っております。ありがとうございます。
木下会長	それでは他によろしいでしょうか。あとまだデジタルサイネージがありますので、よろしいですか。わたしが見つけた佐倉の景観の今後についての部分です。 ではまた後日お気づきの点があれば事務局にメール等でお寄せをいただければと思います。ありがとうございます。 それでは続きまして議題の3番目です。デジタルサイネージのガイドラインについてということで事務局より説明をよろしく願いいたします。 【議事説明】 デジタルサイネージガイドラインについて
木下会長	はい。説明ありがとうございます。それではご意見、ご質問等あればお願いいたします。 はい。森田委員お願いします。
森田委員	はい。森田です。質問です。 一つは、建物を建てるですとか改修するときの、景観条例の審査とデジタルサイネージガイドラインとの関係について、景観の審査の中にこれが入ってくるのかという質問が一つ。 それから、この書類の中の4ページ見ていただいて、一番上の明るさ・点灯時間で、日中の輝度は5,000cd/m²以下としてくださいというのがあって、米印で7,500cd/m²と書いてあるのですが、これは違うと思うので、直す形をお願いします。

木下会長	また、こちらの審査をされてからでないと確認申請が通らないなど、そういうものとどう関連してくるのかについて教えてください。 はい。2点お願いいたします。
事務局	はい。事務局です。まず景観の届出、事前協議につきましてはデジタルサイネージの具体的なところは屋外広告物の対象になるものになりますのでそちらが本筋になります。しかしながら当然のごとく、景観の届出の対象になる時に、屋外広告物についても、見ていくものにはなります。 ただ、今申し上げたように、屋外広告物で審査すべきものはそちらで審査をして、景観については屋外広告物はいくまでもアドバイスの的なところになります。屋外広告物の提出が必要になってきますので、ご相談の中で、ガイドラインのご案内させていただきそちらへの指導というところには関わってきます。 だから届出としてそれが必ずこのガイドラインに沿ってなければいけないとか、そういったものは景観の方では、基本的にはされないというところになります。 また、建築行為等の確認審査については建築指導や審査機関とかでやるものの拘束力というものは、こちらはございませんので、基準に適合しないから駄目、もっと言ってしまいますと、屋外広告物の許可で使われるものなのですから屋外広告物の許可自体につきましては佐倉市は、千葉県条例に基づいてやっております、その条例の中で、当然このデジタルサイネージの細かいところについては書いておりません。 基本的に条例にある許可基準に則っているものは許可するものになります。なので、今後我々のガイドラインが推奨するものになっていないからといって、屋外広告物は許可できないとか、先ほど委員からおっしゃっていただいたような、建築確認の時に、佐倉市のガイドラインがあつてそこを守られてないから、どうなのですかというような時に駄目ですというものではないですし、我々の方からそれが適合していますという証明を出すものでもないものになります。 ですので、新町協議会に先行して新町の協議をさせていただいた時に、禁止すべき、佐倉市内全部やめるべきというご意見の中で、条例等で禁止した方がいいのではないかとご意見があったのですが、禁止するためには、屋外広告物条例、今県の条例でやっているところなのですがこれを佐倉市の条例を作り、細かい基準を作るということであれば、禁止が可能にはなってくるのですが、まだ佐倉市の方はそこまでは検討が進められておりませんので今後の課題であるというふうに考えてございます。

森田委員	わかりました。このデジタルサイネージガイドラインにある基準の数字というのは県の屋外広告物条例と違うではないですか。 そうするとこれとはやはり無関係になって、佐倉市の景観条例の届出の方も、この内容がないとすると、あんまり守られないかもしれない感じでしょうか。とりあえずこう言ってみてどうかなみたいな実験みたいな感じなのか。
事務局	はい。実験というよりは、現在こういったものの意思表示を佐倉市でしておりませんので今後こういった形で佐倉市の意思表示、制限していきたいんだというところを示すことによって抑止効果をねらっております。 もちろんそれがですね、今後我々の方も検討していく中で、変えた方がよいものがある中では、強められるものは強めていきたいと考えております。 ただ、どうしても景観法と屋外広告物等の法律等の兼ね合いの中で、それぞれ共通する部分がありますので持ち分というところで、除外されていて片方に適用させるというような考え方が示されていますので、連携はするもののそこはいろいろ考えながら進めていきたいなというところになります。 今の段階では、こういったものを意思表示をすることによって抑止効果、また事前協議は両方で必要になりますので、粘り強い協議の中で、よりよいものができるようにというふうにやっていきたいというところでございます。
森田委員	はい。わかりました。ただですね、このものがあるかどうかわからない。広報でも発表しない、誰にも発表しないとなれば、ないのと同じなので、その姿勢を示したいというのであれば、例えば、景観条例の届出をするときとか、都市計画の方で、景観の届出を受け付けるときに一緒にチラシみたいなもの、こういうのができましたと配るとか、何かやろうとする人には知らせたほうがよいのかなと思うのですけれどそれはあるのですか。
事務局	ホームページの掲載や窓口での案内はもちろんしていきます。またすでに現在、佐倉市に関係するデジタルサイネージとかやりたいというご相談をいただいていたとか、幾つもの屋外広告の手がけている屋外広告業をやられている方々への周知などもやっていきます。 現時点でも、こういったものを作っていますというのは、ご案内をさせていただいているところではございますので、今後も周知は図っていくということでお答えさせていただきます。

森田委員	はい。ありがとうございます。
木下会長	改めてご確認いただければ。では、小沢委員。よろしくお願いいたします。
小沢委員	デジタルサイネージの場合、工作物にあたった場合には、景観条例にあたるという認識でいいわけですね。
事務局	はい。屋外広告物に関しては、確かに工作物にあたって、条例や景観法上の届出対象行為にはなるのですが、同じく景観法の中で、届出を要しない例外事項として、この屋外広告物条例による審査で許可を受けたものについては、景観法に基づく手続きは必要ないということが定められております。 屋外広告物の中でも景観に関するとところ見るところがございますので、それを見ていくということにはなるかと思えます。以上です。
小沢委員	見ていくということは、見ているのですかね。見ていけば問題ないですね。
事務局	こちらの具体の運用のイメージなのですが、通常広告物を掲出する際には必ず屋外広告物の許可の対象となってきますので、こちらのガイドラインは屋外広告物の許可申請の際、掲出相談等の際に市として、こういったものがございますのでご協力をいただきながらというところで使用していくものとなります。 景観の届出ですと、一定の大きさを超える工作物については届出となりますが、すべての広告物について景観の届出というものではございませんので、具体には、屋外広告物の許可申請の際に活用していくものとなります。 以上でございます。
木下会長	いかがでしょうか。小沢委員よろしいですか。
事務局	補足させていただいてもよろしいですか。小沢委員がおっしゃったように見ているのですよねというところにつきましては、今申し上げたように、屋外広告物の許可審査の中で見ていくことになりましてそこで、景観の対象になるものについては、景観の方の届出ではなくて、屋外広告物の許可審査の中で景観の審査ポイントを見ていくということになります。 ですので、景観法の届出、事前協議とかそういった中で、やっていくというよりは、その内容を屋外広告物の許可審査の協議の中で行うというふうにご理

	解いただければと思います。
小沢委員	屋外広告物の担当者の方がこれを活用するというイメージでいいのですかね。
事務局	位置付けとしては今、景観審議会の中でお諮りさせていただいているところなのですが、このデジタルサイネージガイドラインは、景観の分野でのガイドラインというよりは、屋外広告物審査の中で活用するガイドラインになります。
小沢委員	ありがとうございます。
木下会長	今の点はこのガイドラインの1ページの下半分ですね、ここがすごく大事になってくると思いますので、この相談フローを見ると、景観アドバイザーの助言も入っていますし、それを踏まえて屋外広告物の申請という手順になっていますので。 ここをもう少し強調したほうがよいという意味では、例えばこの相談フローの左側に文言が出ていますけれども、他のページを見ると強調したいところは赤字で示されておりますので、屋外広告物の許可申請をする前に事前相談が必要になるという部分や、道路に設置する場合警察協議を事前に済ませるように、という部分も同じように強調した方がよいのではないかとということを、他の委員の意見を伺って思いました。 内田理彦委員、手が挙がっていますね。お願いいたします。
内田理彦委員	今の事務局の説明等会長の補足で大体わかったのですが、要はこのガイドラインは事務局側の虎の巻みたいな感じになる。運用上でうまくやるという感じで、さっき森田委員が言ったように、外にはそんなに出さないというような感じにも聞こえてしまうのですよね。 そうなってくると、例えば7ページ目に、原則としてデジタルサイネージの設置はできませんと言っているので、できませんと言っているものはやはり公にしておかないと駄目だし、他の部分が全部避けてくださいって言っているのはそこののではないかなと思って理解したのですよね。 だからこれできませんと言うのでしたら、これはもっと表に出すべきだし、先ほど言ったように、基本的にデジタルサイネージを佐倉市が推奨するわけではないというのが大前提にあるとするならば、一番最初のこのデジタルサイネージガイドラインについて、その姿勢を入れたほうがよいのではないかと。

	から始めないと、避けてくださいという言葉が生きてこない。 できませんということについては、異質な感じがするので、表現等を考えていただいた方がよいと思います。今までの事務局の説明を聞けばわかりますが、そうでないと一般の市民にはわからないと思います。
木下会長	はい。ありがとうございます。はいどうぞお願いします。
事務局	はい。事務局です。ありがとうございます。こちら、虎の巻といいますか、先程も申し上げたように、デジタルサイネージは大前提として屋外広告物にあたりますが、屋外広告物の設置というのは、一般市民の方にはできないです。 屋外広告業登録がある方、もしくは屋外広告士の資格を持っている方が、設置するものになりまして、広告表示したい方はそういった方を通して設置をするというのが千葉県条例に定めがありますので、そういった方々への周知でこれが活用されるものになります。 ですのでホームページの掲載とかそういったものはもちろんやっていきますし、窓口でのご案内、営業登録をされている方へのご案内、そういったものは、当然のごとく行っていくものになるのですが、最初にご説明した広報紙などでは積極的に行わないですとか、パブリックコメントというのは、あくまでも市民向けでという意味での表現でありまして、全く公表しないわけではないので、もちろん公表はしていきます。 ガイドラインの作りの中で、いろいろ強調すべき点ですとか、そういったところについては、直すべきところは直していきたい。強調するところを頭に持ってくるなどというのは工夫させていただきます。あと案内する時にホームページに公表をいたしますので、そのページの作りの中でさらに抜粋しながらわかりやすく表現していきたいなというふうに考えております。
木下会長	先ほど田邊委員も、設置のときの協議が非常に大事になってくるということをおっしゃっていますのでこの入口のところをぜひ、強調していただけるとよいかなというふうに思います。 他にいかがでしょうか。中島委員お願いします。
中島委員	はい。ありがとうございます。中島です。 私も景観アドバイザーとして、こちらのガイドラインに関する意見を事前にさせていただいておりますが、色々と反映いただきありがとうございます。 ここまでの議論でガイドラインと条例では権限的な部分に差があり、限界が

木下会長	はい。ありがとうございます。 いただきました貴重な意見の方を参考にさせていただきながら、中島委員のおっしゃるように市民に背中を押してもらうのも一番業者にとっては効く手段なのかなと思いますので、そのようなことも活用しながら、デジタルサイネージガイドラインの味方をふやしていきたいと思います。 そのような方向で進めようと思います。ありがとうございます。
木下会長	はい。それではもう少々おつき合ください。 協議報告になります。事務局からお願いいたします。 【議事説明】 その他 ご意見ご質問で特にアドバイザーの委員から何か補足やご意見あれば、よろしく願いいたします。 いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは特段、ご意見がなさそうですので報告事項につきましては以上とさせていただきます。 本日の会議は以上となります。何か残されたことよろしいですか。ご発言ない委員の皆さん、よろしいですか。 はい、それでは本日の会議は以上とさせていただきます。委員の皆様におかれましてはお忙しいところご出席いただきまして長時間にわたり、有意義なご意見ありがとうございました。 事務局におきましてはよりよい景観形成に向けて取り組みを引き続きお願いいたしたいと思います。 それでは本日は誠にありがとうございました。 これをもちまして、令和6年度第2回佐倉市景観審議会を閉会させていただきます。